

事業者の皆さま！ 容器包装リサイクル 法の義務、忘れて いませんか？

どんな？

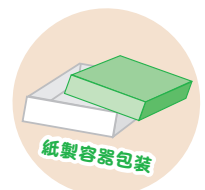
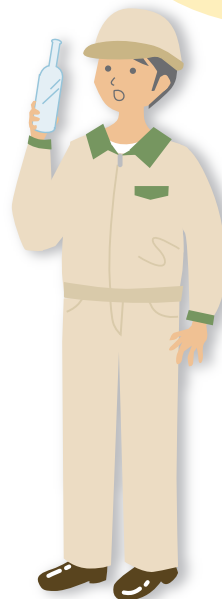
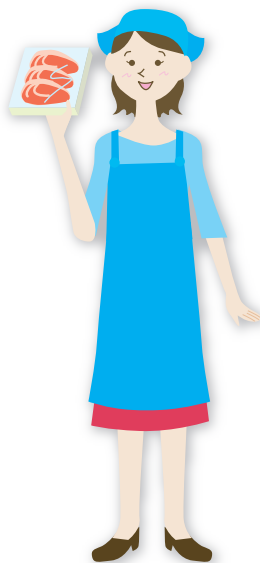
“容器包装リサイクル法”
どんな法律か
詳しく知りたいな！

なにを？

義務を果たすには
具体的になにをすれば
いいの？

もしかして？

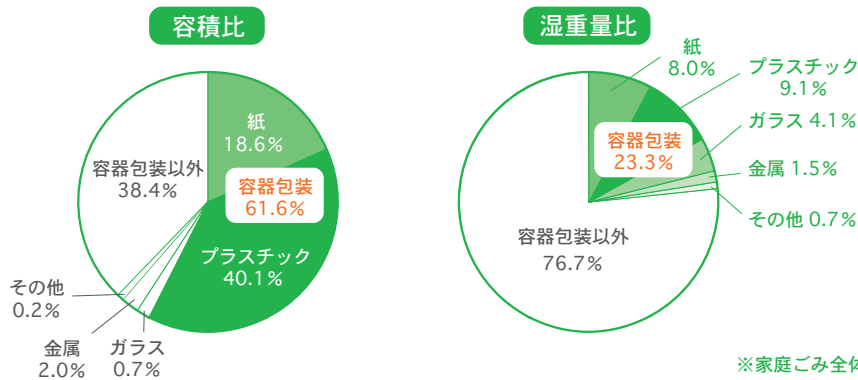
容器包装リサイクル法の
義務？もしかして
忘れてるかも？！



容器包装リサイクル法は 何のためにあるの？

みなさん知っていましたか？

家庭から出るごみの約6割(容積比)は、容器包装です。



POINT

わたしたちは毎日1人1Kg程度のごみを家庭から出しています。その中身を見ると、容器包装廃棄物が容積比で約6割(湿重量比で約2割)と高い割合を占めています。

※家庭ごみ全体に占める中の容器包装廃棄物の割合(平成20年度)
資料:「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査報告書(平成20年度)」環境省

そこで容器包装を減らし、再商品化・資源化をすすめるため、
容器包装リサイクル法が作られました。

(平成7年制定、12年4月より完全施行、正式名称=容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

容器包装リサイクル法の特徴

消費者、市町村、事業者の役割分担がはっきり決まっています。

消費者がきちんと分別し、市町村が収集・保管し、事業者は容器包装の利用・製造量に応じて再商品化を行います。

みんなの役割分担でリサイクルがすすみます。



事業者の役割「再商品化の義務」とは？

1 事業において用いた、又は製造・輸入した量の「容器」「包装」について
リサイクル(再商品化)を行う

2 帳簿の記載





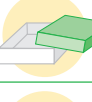



事業において利用・製造又は輸入した容器・包装の量などについて記載し、その後5年間保存することが義務づけられています。帳簿は、再商品化義務量算出のもととなると同時に、義務履行の証明ともなるものです。

リサイクルは、どこに頼めばいいの？

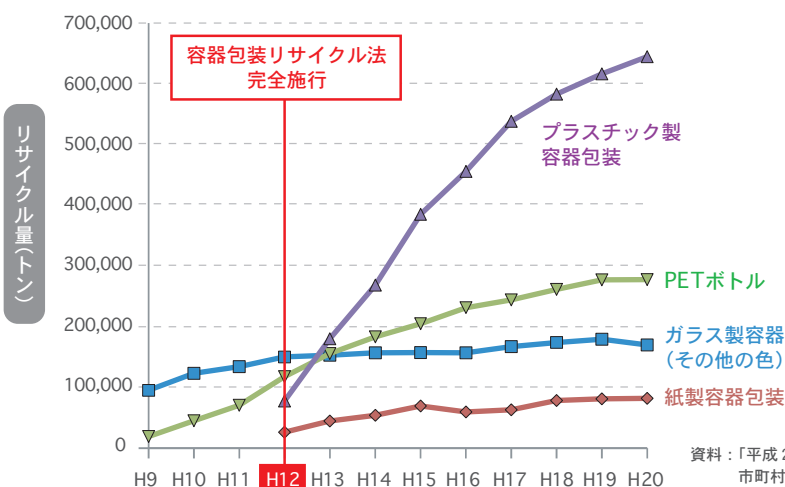
リサイクル(再商品化)のルートは3つあります。主なルートは指定法人ルートです。指定法人が事業者から委託料を受け取り、事業者に代わってリサイクル業者にリサイクルを委託します。

詳細は P.7 の「再商品化義務はどうやって果たすの？」をお読みください。

リサイクルで生まれ変わった再商品化製品の例

種類	再商品化製品の例
 ガラス製容器	・ ガラスびん ・ 建築用の断熱材 ・ 道路の舗装、タイルなど 
 PET ボトル	・ ユニフォームなどの繊維製品 ・ シート ・ ボトルなど 
 紙製容器包装	・ 菓子の紙箱や板紙(厚紙) ・ 工場の燃料 
 プラスチック製容器包装 発泡スチロールトレイ	・ 運搬に使われるパレット(荷台) ・ 鉄や化学製品を作る工場で使う原料 

みんなの努力でリサイクル量は増えています。



容器包装リサイクル法導入後、紙製容器包装、PETボトル、プラスチック製容器包装、ガラス製容器(※その他の色)のリサイクル量は増えています。

でも、ごみの量を減らすことも忘れないでね!



資料：「平成20年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績」環境省

まとめ 容器包装リサイクル法は、ごみを減らして環境負荷の少ない循環型社会をつくるための法律です。

再商品化義務のある事業者は？

容り法の対象となる容器包装を作ったり、利用している事業者を“特定事業者”といいます。

特定事業者のうち、「ガラス製容器」「PET ボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」を作ったり、利用している事業者には、それら容器包装の再商品化の義務があります。

特定事業者には3種類あります。



特定容器製造等事業者
(容器・包材メーカー)

ガラス・PETボトル・紙・プラスチック製の容器包装(特定容器・包装)を作る、または輸入しています。



特定容器利用事業者
(食品メーカー等)

特定容器に詰めた商品を作る、または輸入しています。



特定包装利用事業者
(小売業者等)

販売する商品に紙やプラスチックなどの特定包装を使っています。

小規模事業者は適用除外になります。

常時従業員数と年間売上高の条件を両方とも満たす場合にかぎって、適用除外事業者になります。

適用除外の条件

主な業種	常時従業員数	年間売上高
製造業など	20人以下	2億4,000万円以下
商業・サービス業	5人以下	7,000万円以下

こんな場合は・・・

製造業と卸売業を兼ねているような場合は、会社全体の従業員数と売上高で判断します。

製造業部門	16人	1億7,000万円
卸売業部門	7人	6,000万円
合計	23人	2億3,000万円

製造業と卸売業を兼ねる左記の会社では、従業員数と売上高からみて、主な業種は製造業になります。年間売上高の合計は2億3,000万円ですが、**従業員の合計が23人なので適用事業者になります。**



再商品化義務のある 容器包装は？

再商品化義務のある容器包装

■ガラス製の容器

- ・無色のガラス製容器、
- ・茶色のガラス製容器、
- ・その他の色のガラス製容器など



■紙製容器包装

- 紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、
- 材料にアルミ箔が使用されている
- 飲料用紙パックなど



■PETボトル

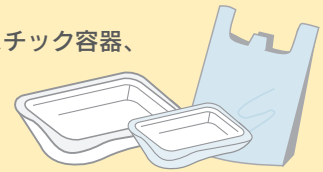
- 飲料・酒類・しょうゆ、しょうゆ加工品、
- みりん風調味料、食酢、調味酢、
- ドレッシングタイプ調味料
- に用いる PET ボトル

※PET 素材の容器であっても、上記以外のものはプラスチック製容器包装になります。



■プラスチック製容器包装

- プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、
- 発泡スチロールカップ、
- ハンバーガー等のプラスチック容器、
- スーパーのレジ袋、
- ラップフィルムなど

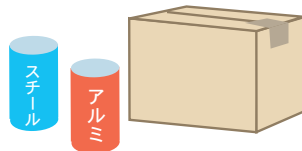


※複数の素材でできた容器包装は、素材のうちもっとも重いものに分類します。

⚠ 業務用に販売され、事業所等から排出されるものは法律の対象外です。

再商品化義務のない容器包装

スチール缶、アルミ缶、
牛乳等の紙パック、段ボール



市場価値が高く、国内の需要も安定しているから法律で義務づけなくてもリサイクルされるんだね！



※これらは、すでに回収業者に引きとられて再商品化されるルートが確立しているので、事業者の再商品化義務はありません。

一見容器包装に見えて、法律上は対象でないもの

① 物を入れても包んでもいないもの

例) 野菜の結束用テープ、飲料用ストロー、弁当のスプーン、割り箸、お手ふき、のし紙(包装紙と兼用の場合は該当)

③ 通常は商品の一部であるもの

例) 紅茶等のティーパックなど

② 商品を保護も固定もしていないもの

例) にぎり寿司の中仕切り
(緑色のプラスチック製ばらん)



再商品化義務があるか チェックしてみよう！



再商品化義務は生じません。

右ページを参考してください。

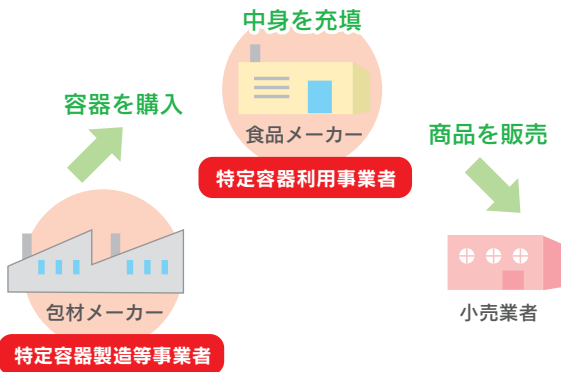
再商品化義務が生じます！

こんなときは誰が再商品化義務を負うの？

包材メーカーが容器を作り、食品メーカー等が中身を充填し、小売業者が商品を販売するという流れにも、様々なパターンがあります。それぞれのケースで誰が再商品化義務を負うのか、具体例を見てみましょう。

case 1

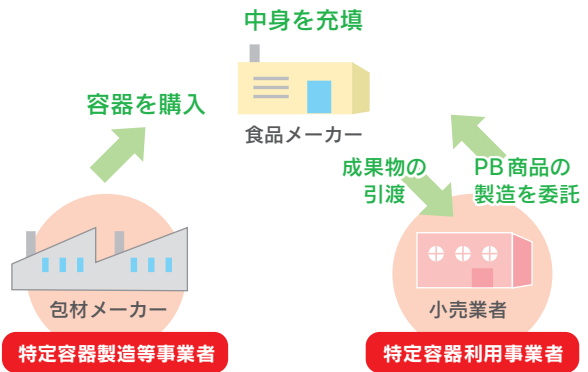
包材メーカーが製造した容器を使って、食品メーカーが中身を充填する場合



食品メーカーが特定容器利用事業者、包材メーカーが特定容器製造等事業者となり、再商品化義務を負います。製品を仕入れ、そのまま販売する小売業者は義務を負いません。

case 2

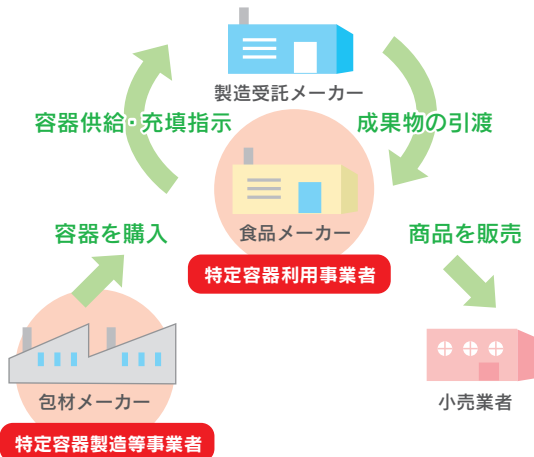
小売業者がPB（プライベートブランド）商品の製造を食品メーカーに委託する場合



容器の素材や形について小売業者から指示があった場合は、小売業者と包材メーカーが再商品化義務を負います。PB商品の小売業者は負担義務のない食品メーカーに委託料を実質的に負担させるようなことを行ってはなりません。

case 3

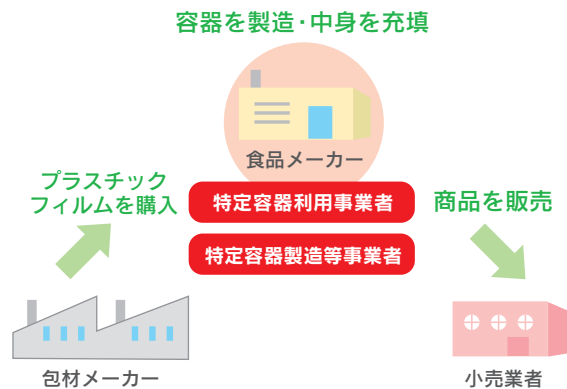
食品メーカーが中身の充填を外部メーカーに委託する場合



実質的に容器の素材や形について決めるのは食品メーカーなので、食品メーカーと包材メーカーが再商品化義務を負います。

case 4

包材メーカーが容器の生地を作り、食品メーカーが自社で容器を組み立て中身を充填する場合



食品メーカーが特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者になり、再商品化義務を負います。(ただし、包材メーカーで製造される段階で、明らかに容器と分かる印刷や形状をしている場合は、包材メーカーが特定容器製造等事業者になります。)

まとめ 「容器を作る会社」と「利用する容器の素材や形を決定、指示する会社」に再商品化義務が発生します。

再商品化義務は どうやって果たすの？

容器包装の再商品化には3つのルートがあります。

1 指定法人ルート

市町村が分別収集・保管した容器包装を、主務大臣が指定した指定法人「(公財)日本容器包装リサイクル協会」に委託料金を支払い、再商品化を代行してもらう方法です。再商品化義務を負う事業者のほとんどがこの方法をとっています。

2 独自ルート

市町村が分別収集・保管した容器包装を、事業者自ら、または再商品化事業者に委託して再商品化を行う方法です。(主務大臣の認定が必要)

3 自主回収ルート

リターナブルビンなどを、自らまたは委託して回収・再利用等する方法です。(主務大臣の認定が必要)

義務履行の3ステップ(指定法人ルートの場合)

STEP 1 容器包装帳簿をつけ、再商品化義務量を把握する。

容器包装帳簿のつけかたについては、右ページを参照してください。

まずは、再商品化義務量をきちんと把握しよう！



STEP 2 (公財)日本容器包装リサイクル協会に再商品化委託申込みをし、契約を結ぶ。

注)再商品化委託契約は、1年間の単年度契約ですので、義務のある特定事業者の方は、毎年申込みを行う必要があります。

【容り法や再商品化委託手続きに関するお問合せ先】

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
コールセンター

TEL/03-5251-4870 FAX/03-5532-9698

STEP 3 委託料(再商品化実施委託料と抛出委託料)の支払い

再商品化実施委託料と抛出委託料は、特定事業者が再商品化しなければならない「再商品化義務量」にそれぞれの単価をかけて算出します。

$$\text{再商品化実施委託料(円)} = \text{再商品化義務量(Kg)} \times \text{実施委託単価(円/Kg)}$$

【再商品化実施委託料とは？】

再商品化を再商品化事業者に委託する費用です。

※実施委託単価はその再商品化コストから算出され、毎年度指定法人から示されます。

$$\text{抛出委託料(円)} = \text{再商品化委託申込量(=再商品化義務量)(Kg)} \times \text{抛出量委託単価(円/Kg)}$$

【抛出委託料とは？】

品質の高い分別収集を行うなど、再商品化の合理化に貢献した市町村に支払われる「再商品化合理化抛出金」の原資となる費用です。

まとめ 委託料を指定法人に支払うことで、再商品化義務を果たせます。

容器包装帳簿を作成しよう！

あなたの会社が特定事業者であれば、法律によって容器包装の帳簿を作成し、5年間保存することが義務づけられています。帳簿をつけることによって、再商品化義務量を把握でき、義務履行の証明にもなります。



容器包装帳簿の記載例

あなたの会社がPETボトルに詰めたAミネラルウォーター、B炭酸ソーダの2商品を製造している場合には、「容器包装帳簿」のうちPETボトルに関する記載は下記のようになります。なおPETボトルのキャップなどはプラスチック製容器として別途作成します。

まずは、業種区分と容器包装の種類を確認しましょう！

業種区分	a. 食料品製造業 b. 清涼飲料及び茶・コーヒー製造業 c. 酒類製造業 d. 小売業 e. その他
容器包装区分	ガラスびん(無色・茶色・その他の色)、PETボトル(飲料または特定調味料)、その他紙製容器、その他プラスチック製容器

特定容器利用事業者用の例示			
①商品名	A ミネラルウォーター	B 炭酸ソーダ	合計
②業種区分	b	b	b
③容器包装区分	PETボトル	PETボトル	PETボトル
④容器1個当たりの重量	62g	62g	—
⑤直近年度の販売個数	1,000万個	300万個	1,300万個
⑥直近年度の容器利用量 ④×⑤	620,000kg	186,000kg	806,000kg
⑦輸出量／輸出先	なし	なし	なし
⑧国内向けの容器利用量 ⑥－⑦	620,000kg	186,000kg	806,000kg
⑨自らまたは、他者への委託により回収する量			80,000kg
⑩事業所向けの販売量	200,000kg	0kg	200,000kg
⑪容器包装排出見込量 ⑧－⑨－⑩			526,000kg
⑫算定のための係数			自主算定係数 (0.50240 ※平成22年度)
⑬再商品化義務量 ⑪×⑫			264,262kg

注) 必ずしも商品ごとに整理する必要はなく、同一の業種区分及び同一の容器包装区分の総量で整理してもかまいません。

なるほど！こうやって再商品化義務量が把握できるんだね。

でも帳簿をつけたりお金を払ったりなんて、正直やりたくないなあ。

それは法律違反よ！コンプライアンスは信頼問題にも関わってくるわよ。



ホームページでも、帳簿の記載例を掲載しています。ご参考ください。

(公財)日本容器包装リサイクル協会

経済産業省 帳簿の記載義務

検索

<http://www.jcpra.or.jp/manufacture/duty/duty01/01.html>

今、求められている コンプライアンスとは？

コンプライアンス違反にご注意！

再商品化義務があると知りながら申告しないことが法律違反となることはもちろんですが、取引先の義務違反を知りつつ黙認したりすることもコンプライアンス違反にあたります。コンプライアンス違反が企業経営に結果的に大きなダメージを与えることをご存知ですか？

コンプライアンスとは？

コンプライアンスはしばしば「法令遵守」と訳されます。しかし企業におけるコンプライアンスは、広い意味では法律を守ることに加えて、顧客や取引先の信頼に応えたり、社会的な規範や倫理観に沿った行動をとるなど、「**社会の期待に応える**」という意味も含まれます。

企業がコンプライアンス経営に努めないと直面するリスクを見てみましょう。

リスク

1

市場によるボイコット

～消費者との関係～

コンプライアンスに違反する行為が発覚した場合、消費者は非常にはっきりした形でその企業の商品を買い控えるようになります。食品産業に限っても、産地偽装や消費期限の書き換えなどの事件を起こした企業は市場からボイコットを受け、大きな損失を計上する結果となりました。

リスク

2

行政処分や罰則

～政府・司法との関係～

政府や司法による処分・罰則は着実に厳しくなっています。食品分野に関しては、2009年5月にJAS法が改正され、産地偽装などの法令違反が発覚すれば直ちに罰則が適用できる「直罰規定」が創設されました。今後、その他の行政処分についても、こうした動きは広がっていくでしょう。

リスク

3

社員による不正行為

～従業員との関係～

「法律など守っていたら仕事にならない。」などという経営者や、そうした会社全体の雰囲気の下では、社員自身も無責任な行動をとるようになります。企業で働く人々の職場環境を健全にするためにも「誠実さ」を経営の中心に据えたコンプライアンスの徹底が欠かせません。

リスク

4

外部者による告発

～取引先・競合先との関係～

2009年6月に独占禁止法が強化・改正され、取引業者や競合他社が、業務を通じて知った相手企業の違法行為をより簡単に通報できるようになりました。違法行為が通報されれば企業名の公表や課徴金が科せられ、ひいては株主からも損害賠償請求がなされる可能性もあります。

(参考文献：高巖著「コンプライアンスの知識(第2版)」日本経済新聞社、2010年6月)

まとめ 法律を守らなければ、お客様、取引先からの信頼が失われます。

法律で定められた義務を果たさないと、企業名が公表されます。
また、以下の罰金が科せられます。

特定事業者の行為	罰則
再商品化義務を履行しなかった場合(指導・助言→勧告→公表→命令を経て罰金が科せられます)	100万円以下の罰金
帳簿の記載をしない、虚偽の記載をする、帳簿を保存しない場合	20万円以下の罰金
報告を求められた時、報告しなかったり、虚偽の報告をした場合	20万円以下の罰金
立入検査を求められた時、拒んだり、妨げたり、又は忌避した場合	20万円以下の罰金



コンプライアンスの徹底で競争力の強化!


コンプライアンスは左記のリスクの回避だけを目的としたものではありません。それは同時に経営の「誠実さ」を競争力に変えるという積極面ももっています。第一に、コンプライアンスの徹底によって信頼を着実に築き、ブランド力につなげることができるのです。第二に、企業倫理や社会的責任といった考え方が浸透した組織には、良い人材が集まってきます。誠実な経営者の下で自分の仕事に社会的な意義を感じ、広い視野から物事を考え、自ら改善する努力をします。この意味で、コンプライアンスは、企業の競争力を高めるカギとなるのです。



(参考文献：高巖著「コンプライアンスの知識(第2版)」日本経済新聞社、2010年6月)

容器包装リサイクル法のこと、コンプライアンスのこと、分かっていただけましたか？

まとめ 消費者の皆さんは、企業の誠実さをきちんと見ています。そして企業で働いている人たちも、自分の会社の公正さを評価する時代です。企業の信頼を守るためにも、容器包装リサイクル法の再商品化義務を果たしましょう。



お問い合わせ先

法律・法令・関連情報について知りたかったら？

農林水産省／総合食料局 食品産業企画課
食品環境対策室 容器包装リサイクル班

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL/03-3502-8499 FAX/03-3508-2417

農林水産省 容器包装リサイクル法関連 (<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/youki/index.html>)

各地域の農政局の窓口は次のページをご覧ください

<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/youki/pdf/toiwase.pdf>

再商品化委託申込に関することは？

(公財)日本容器包装リサイクル協会 コールセンター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル TEL/03-5251-4870



<http://www.jcpra.or.jp/>

表示等について知りたいときは？

法定「識別マーク」

 <p>スチール缶リサイクル協会 TEL/03-5550-9431 FAX/03-5550-9435 http://www.steelcan.jp/</p>	 <p>アルミ缶リサイクル協会 TEL/03-3582-9755 FAX/03-3505-1750 http://www.alumi-can.or.jp/</p>
 <p>紙製容器包装リサイクル推進協議会 TEL/03-3501-6191 FAX/03-3501-0203 http://www.kami-suisinkyo.org/</p>	 <p>プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 TEL/03-3501-5893 FAX/03-5521-9018 http://www.pprc.gr.jp/</p>
 <p>PET ボトルリサイクル推進協議会 TEL/03-3662-7591 FAX/03-5623-2885 http://www.petbottle-rec.gr.jp/top.html</p>	

自主的表示

 <p>飲料用紙容器リサイクル協議会 TEL/03-3264-3903 FAX/03-3261-9176 http://www.yokankyo.jp/lnKami/</p>	 <p>段ボールリサイクル協議会 TEL/03-3248-4853 FAX/03-5550-2101 http://www.danrikyo.jp/</p>
---	---

企画制作／平成 22 年 9 月

株式会社 廃棄物工学研究所

〒700-8530 岡山県岡山市津島中 1-1-1 岡山大インキュベータ 202
TEL/FAX 086-239-5303 <http://www.riswme.co.jp/>

パンフレットダウンロード

<http://www.riswme.co.jp/youki>

このサイトから
ダウンロードできます。

